## 大型飛行機騒音基準(規則附属書第2第2章及び第2章の2)

今回新設された基準(第2章の2)においては、現行の基準(第2章)における基準値(下記の表)に対し、3つの測定点の合計で10dB以上余裕があることが求められている。

第2章において認められていた相殺処理(1又は2の測定点において基準値を超えている場合でも、3点の総計で基準を超えないなど、一定の条件を満たせば基準に適合するものとみなす)は、第2章の2においては認められていない。





